

ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書（抜粋）

（平成19年9月20日総務省公表）

第2章 ネットワークのコスト負担の公平性

3. ネットワークのコスト負担の公平性に係る検討課題

4) 帯域制御に関する政策対応の方向性

4-2) 紛争処理機能の強化

コンテンツを提供している事業者からは、本懇談会において、一部の特定のISP等が不当な帯域制御を行っていることが懸念される旨の主張がなされた¹⁷。こうした事案については、あくまで一般論として考えれば、通信事業者による不当な差別的取扱いにより、ブロードバンド市場の健全な発展を阻害する可能性も一概に否定できない。【資料30】

通信事業者とコンテンツプロバイダ等の上位レイヤーの事業者との間の紛争事案については、現行制度上は事業者間において解決されることが基本であるが、こうした紛争事案が今後増加することが想定され、かつこうした紛争事案を個別に解決に導くことによってインターネットの供給能力の有効活用が図られることが期待される。

このため、電気通信事業紛争処理委員会を活用した紛争処理手続の拡充の是非も含め、裁判外紛争処理制度（ADR: Alternative Dispute Resolution）の活用について検討することが望ましいと考えられるところであり、行政当局においては07年度中を目途にこうした仕組みについて関係事業者等の意見等を踏まえつつ検討を行い、速やかに措置することが適当である。

この場合、電気通信事業法の枠組みを踏まえ、通信事業者が上位レイヤーの事業者を差別的に取り扱うことにより電気通信の健全な発展が阻害されていないか等の観点から、具体的な制度設計が行われることが求められる。また、その際は公正競争にかかる規範（制度運用方針）の明確化が求められる。

¹⁷ USEN社は、同社が提供する動画配信サービスに係るサーバー及びネットワークについて十分な供給能力を用意しているにもかかわらず、視聴不具合がADSL回線とFTTH回線の別を問わず、同程度発生しており、ISP別に最大で44%、最小で26%の不具合が発生している点を挙げている。この点、同社は、「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会」（06年9月報告書）においても、提出意見の中で「当社が行っているコンテンツ配信サービスにおいて、ユーザーからの問い合わせにより、一部の通信事業者から通信帯域の制限を受けていると推測される事態が発生している。」と主張している。

これに対し、JAIPA（日本インターネットプロバイダー協会）は、「当協会が調べた限りでは、ISPでUSEN社の主張のように、同社に対して意図的に通信帯域の制限を行なっているところは見つか」らず、「これはインターネットにおけるルーティングの結果、途中経路などの問題でルートにより速度の違いが生じたものと想像」するとしている。